

重要事項説明書

(1) 事業所の概要

運営主体の法人名	社会福祉法人気づき
運営主体の代表者	理事長 佐塚 みさ子
運営主体の所在地	千葉県松戸市六高台 3 丁目 8 5
運営主体の電話 (FAX)	047-702-7345 (047-393-8935)
事業所名	療養デイ思いやりキッズ
管理者名	平原 良子
所在地	千葉県松戸市六高台 3 丁目 7 7
電話番号 (FAX)	047-389-8552 (047-393-8935)
最寄り駅	東武野田線 六実駅から徒歩 20 分
介護保険指定事業者番号	松戸市
サービス提供地域	松戸市

(2) 事業所の営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (ただし祝日、12月30日から1月3日までを除く) ※利用者様のご要望など必要性の高い場合に臨時で他の曜日に営業することがあります。
営業時間	午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分
サービス提供時間	午前 9 時 30 分から午後 2 時 00 分

(3) 事業所の設備及び居室

居室	設備の種類 室数	備考
個室	3室	4.37~4.4㎡
居間・食堂コーナー	1 室	48.71㎡
浴室	浴室1室	
設備	消火器具・スプリンクラー・自動火災報知機・誘導灯・誘導標識	

(4) 職員体制（常に配置基準以上の職員を配置する）

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	0名	1名
看護職員	看護師	1名以上	0名	1名以上
介護職員	介護福祉士等	1名以上	0名	1名以上
機能訓練士	理学療法士・作業療法士	1名以上	0名	1名以上

※職員の人数は、退職などにより変更になることがあります。

(5) 当事業所の療養通所介護サービスの目的及び方針

療養通所介護サービス（以下「サービス」とします）は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ることを目的とします。事業の実施にあたっては、主治医、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・福祉・医療機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(6) 療養通所介護のサービスの内容

療養通所介護 計画の作成	療養通所介護計画を作成し、利用者様およびご家族へ説明の上で同意を得ます。
療養通所介護	上記の計画に基づいた下記の介護を行います。 ①サービス提供前後の状態観察 ②移動介助 ③排泄介助 ④入浴介助 ⑤清拭 ⑥身体整容 ⑦更衣介助 ⑧体位変換 ⑨服薬介助 ⑩送迎 ⑪見守りの援助 ⑫医師の指示に基づく医療行為

(7) 利用者負担金（法改定により変更されることがあります）

①介護給付（別紙1-1 参照）

指定療養通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定療養通所介護が法定代理受理サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた利用料となります。 ※合計額は、小数の計算方法により若干の誤差が生じることがあります。

②その他の費用（別紙1-2 参照）

給付費支給対象外の料金に対しまして実費料金表のとおりいただきます。

③キャンセルされる際には、前日までにご連絡ください。当日の送迎前までにご連絡をいただいた場合（体調不良など）には昼食代はいただきません。当日送迎出発後などの場合には昼食代および当日利用分の利用者負担金を申し受けます。

④介護保険法以外のサービス

本契約では介護保険法に基づくサービス内容を対象としているため、利用者様がそれ以外のサービスを希望する場合には、別途契約が必要となります。

⑤利用料、その他の費用の請求および支払い方法

利用料その他の費用は、月ごとの精算として毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、同月末までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払いの方法は、現金集金または口座振替となります。口座振替日は翌々月の4日となります。

（８）秘密の保持

担当職員は、業務上知り得た利用者様又はそのご家族の方の秘密を保持します。また、サービス担当者会議等の場において、利用者様又はそのご家族の方の個人情報を用いる場合は、利用者様又はそのご家族の方の同意を書面により得ます。

（９）緊急時対応医療機関

- ① 事業者は、利用者の症状の急変等に備えるため、あらかじめ、下記の通り緊急時対応医療機関を定めます。

緊急時対応医療機関：医療法人徳洲会 千葉西総合病院

- ② 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項をとりきめておきます。

（１０）虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。それらの研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。
- (4) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (5) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利

擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(1 1) 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(1 2) 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

<消防用設備>

自動火災報知器、消火器等消防法による設備を設置しています。

<地震、大水等災害発生時の対応>

災害マニュアルに基づき緊急体制の確保および対応を行います。

(1 3) 苦情処理の体制

① 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

利用者からの相談または苦情に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者として、相談対応者を置き、利用者に対して連絡先を開示します。なお、相談、苦情の連絡があった時に当該担当相談者が不在の場合は、基本的な事項を当該職員以外の者が対応し当該担当者へ引継ぎを行います。

連 絡 先：療養デイ思いやりキッズ

営業時間内：月曜日から金曜日の午前9時から午後5時

ただし国民の祝日、12月30日から1月3日までを除きます。

電話番号：047-389-8552

FAX番号： 047-393-8935

担当者： 平原良子

② 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。
- ・担当者は、職員に事実関係の確認を行います。
- ・担当者は、把握した状況を職員と共に検討し早急に対応を決定します。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に、利用者に対して対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡します）

③ その他参考事項

- ・事業所において対応しえない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し対処します。

【苦情・相談対応窓口】

事業所 苦情・相談対応窓口	名称	療養デイ思いやりキッズ
	連絡先	047-389-8552
	担当者	平原 良子
	対応時間	午前9:00～午後5:30（土日祝日を除く）
松戸市苦情・相談対応窓口	名称	松戸市福祉長寿部 介護保険課 給付班
	連絡先	047-366-7067
	対応時間	午前8:30～午後5:00（土日祝日を除く）
国保連 苦情・相談対応窓口 （介護サービス苦情相談窓口）	名称	千葉県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
	連絡先	043-254-7428
	対応時間	午前9:00～午後5:00（土日祝日を除く）

（14）衛生管理等

- ① 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上の必要な措置を行います。
- ② 事業所は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように必要な感染対策に努めます。

（15）ハラスメント対策

適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害

されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

1. 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
2. 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
3. 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

（16）カスタマーハラスメント対策

当事業所では、すべての利用者様に安心して介護サービスをご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保することを大切にしています。

そのため、利用者様又はご家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。

具体的には、次のような行為が該当することがあります。

- ・大声での叱責や威圧的な言動
- ・人格を否定する発言や差別的な言動
- ・業務の範囲を超えた過度な要求
- ・長時間にわたる執拗な要望やクレーム

これらの行為が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。

なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

（17）損害賠償保険

「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入しています。

令和 年 月 日

所在地	千葉県松戸市六高台3丁目85		
名称	社会福祉法人気づき		
代表者	理事長	佐塚 みさ子	印

所在地	千葉県松戸市六高台3丁目77		
名称	療養デイ思いやりキッズ (事業所番号：)		
管理者	平原	良子	印

(住所) _____

(氏名) _____ 印

(住所) _____

(氏名) _____ 印

(住所) _____

(氏名) _____ 印